

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】2
- 特定有害物質によって汚染されている要措置区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】3
- 収納事務の委託【建築都市局住宅部住宅管理課】4

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】5
- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】11

◇ 雑 報

- 特定調達契約の相手方の決定（2件）【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局経営企画課】12

北九州市告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市学校施設使用料条例（平成30年北九州市条例第52号）第3条に規定する学校施設の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月24日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
株式会社ローソン九州エリアサポート部	福岡市博多区博多駅前二丁目6番12号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第 181 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている要措置区域に指定することについて、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する要措置区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 5 年 4 月 24 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する要措置区域

北九州市門司区不老町一丁目 3 1 1 3 番 3 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

北九州市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営住宅及び北九州市営住宅駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月24日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市住宅供給公社	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和5年4月1日から同年6月30日まで

北九州市公告第 2 4 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッデイ若松店・ポイント若松響灘店
北九州市若松区大字安瀬 6 4 番 6 9 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社グッデイ
福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号
代表取締役 柳瀬隆志
- 3 変更する事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 小売業者 1 午前 7 時から午後 1 0 時まで
小売業者 2 午前 4 時から午後 8 時まで
イ 変更後 小売業者 1 午前 7 時から午後 1 0 時まで
小売業者 2 2 4 時間
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前 3 時半から午後 1 0 時半まで
イ 変更後 2 4 時間
- 4 変更する年月日
令和 5 年 4 月 1 5 日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
令和 5 年 4 月 1 4 日
- 7 縦覧場所
(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年8月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年8月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年4月24日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオひびきの

北九州市若松区小敷ひびきの二丁目1番101ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウス工業株式会社

大阪市北区梅田三丁目3番5号

代表取締役 芳井敬一

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

未定

(2) 変更後

株式会社万惣

広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

代表取締役 山本 誠

他5者

4 変更の年月日

令和5年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年4月17日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年8月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年8月24日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 4 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックエコ浅川店

北九州市八幡西区浅川二丁目 4 7 5 番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社アコア

北九州市八幡西区大浦三丁目 1 3 番 1 0 号

代表取締役 竹川富明

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

有限会社アガペ創美

北九州市小倉南区高津尾 1 3 7 番地 1

代表取締役 井上雄輝

他 1 者

(2) 変更後

株式会社野々口商店

兵庫県丹波篠山市日置 3 9 8

代表取締役 野々口繁人

他 1 者

4 変更の年月日

令和 3 年 6 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 4 月 1 4 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 8 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 8 月 2 4 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 4 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 特定役務の名称及び数量

令和 5 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 5 年 3 月 3 1 日

4 契約の相手方の名称及び住所

富士通 J a p a n 株式会社北九州支店

北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号

5 契約金額

3, 8 2 0 万 7, 4 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第6号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月24日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

北九州市立医療センター総合医療情報システム更新業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立医療センター事務局経営企画課

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月23日

4 契約の相手方の名称、住所及び契約金額

(1) 富士通 Japan 株式会社北九州支店

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

20億9,426万8,220円

(2) 富士フイルムメディカル株式会社九州支社

福岡市博多区博多駅前四丁目13番19号

1億1,351万2,740円

(3) 株式会社アステム北九州営業部

北九州市小倉南区下曾根新町13番1号

6,132万7,200円

(4) 正晃株式会社北九州営業所

北九州市八幡東区東田一丁目6番5号

3,017万8,500円

(5) 株式会社システック井上

長崎県諫早市貝津町1103番地1号

1,399万2,000円

(6) 株式会社キシヤ北九州支店

北九州市八幡東区東田一丁目3番7号

1,279万3,000円

(7) 山下医科器械株式会社北九州支社

北九州市小倉南区下南方一丁目4番1号

1, 270万1, 040円

(8) 株式会社トーショー北九州営業所

北九州市小倉北区若富士町7番10号

699万60円

(9) ニッセイ情報テクノロジー株式会社

東京都大田区蒲田五丁目37番1号

595万9, 800円

(10) 株式会社BCC北九州支店

北九州市小倉北区鍛冶町一丁目1番1号北九州東洋ビル3階

316万8, 000円

(11) 株式会社ドッドウエルビー・エム・エス北九州支店

北九州市小倉北区米町一丁目1番21号大分銀行・明治安田生命ビル

316万8, 000円

(12) 株式会社エスエフシー新潟

新潟県新潟市中央区南出来島一丁目10番21号

217万8, 000円

(13) 株式会社モリタ

大阪府吹田市垂水町三丁目33番18号

25万800円

(14) 株式会社ケア・フォー

北九州市小倉北区黄金一丁目6番11号

5, 940万円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約の理由

政府調達取扱規程第14条第1項第3号に該当するため

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第7号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月24日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西洋一

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市立医療センター統合ネットワーク・インフラ整備業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市立医療センター事務局経営企画課
北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年3月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
アライドテレシス株式会社九州支社
福岡市博多区祇園町7番20号 博多祇園センタープレイス3階
- 5 契約金額
1億2,650万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達取扱規程第14条第1項第3号に該当するため